

事 務 連 絡
令和2年(2020年)9月14日

関係医療機関 様

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
(交付金等対応班)

令和2年度(2020年度)感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費
補助金について(依頼)

令和2年(2020年)8月21日付け地保第1969号北海道保健福祉部長通知によるこのことについて、申請書提出期限を令和2年11月30日としてお知らせしておりますが、これは、最終の期限として設定したものであり、早期の体制整備の観点から、その前であっても申請を受け付け、毎月末に取りまとめ、交付決定を行うこととしておりますので、申請事務を進めてくださるようお願いいたします。

なお、補助金交付要綱別表中、支援金支給事業の「新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関」は、次の要件を満たす医療機関となりますので、申請にあたり参考にしてください。

記

1 入院受入れの要件

新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関とは次の要件のいずれかを満たす医療機関のことをいう。

- (1) 北海道が定めた重点医療機関(フェーズ1～3)
- (2) 令和2年1月28日以降に新型コロナウイルス感染症患者の入院実績がある医療機関
- (3) その他、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れのため、病床を確保する医療機関(令和2年1月28日以降に病床を確保していた医療機関を含む。)

※新型コロナウイルス感染症患者に、疑似症患者は含まない。

2 参考

支援金支給事業の上限額及び加算額(補助金交付要綱抜粋)

- (1) 上限額
 - ア 99床以下の医療機関 20,000,000円
 - イ 100床以上の医療機関 30,000,000円
- (2) 加算額及びその条件
 - ア (1)のイについて、以降100床ごとに10,000,000円を加算。
 - イ **新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には上限額に10,000,000円を加算**

担当：金子
TEL：011-231-4111(内線)38-826
Mail：kaneko.hiroya@pref.hokkaido.lg.jp